

運営規則第二号 対外的な発信の手続きに関する規則（2025年4月21日制定）

1. 本則の目的：本規則は、運営規程第42条に定める対外的な発信に関して、同第44条に則り、必要な規則を定めるものである。
2. 本則の対象：第42条に規定される「本宣言に基づく活動全体について対外的な発信を行う場合」とは、例えば以下のものを指す（例示的列挙）。
 - (1) 本宣言のプログレスレポート
 - (2) 本宣言が本宣言の名前において対外的に発表・発信する文書（このなかには本宣言の分科会もしくはチームが作成し対外的に発表・発信するものを含む）
 - (3) 本宣言の名前においてメディア向けに発信する文書
 - (4) 本宣言の名前において官庁向けに発信する文書
 - (5) その他、運営委員長が該当すると認定する文書
3. 対外的発信の承認手続き：本規則第2条に定める文書を対外的に発表・発信する場合は、その文書の重要性に応じて、総会もしくは運営委員会の事前承認を得るものとする。なお、当該文書の分量が多い場合や作成過程が長期にわたる場合は、当該文書案の審議・作成の途上において、必要に応じて総会もしくは運営委員会との間で事前の協議を行うことができる。
4. 事前のコメントの募集：インパクトファイナンスのあり方やインパクトの計測・管理（IMM）に関することなど、そのフレームワーク、基準、ガイダンスに該当する文書に関しては、運営委員会に付議する前に、事前に宣言内において広くコメントを求めるものとする。
5. 事前の協議調整プロセス：宣言の活動に関して文書を作成し対外発信しようとする者は、その対外発信に関する宣言内の調整プロセスの手順と予定（コメントの募集の時期や運営委員会に諮る頻度等を含む）について予め事務局を通じて運営委員長と協議したうえで、円滑かつ時宜を得た発信を行えるように努めるものとする。
6. 緊急の対外発信文書：緊急を要する対外発信文書に関しては、その重要性および緊急性に応じて運営委員長が運営委員会メンバーと協議のうえで発信することができる。

以上